

図6 鮮海出漁船操業地

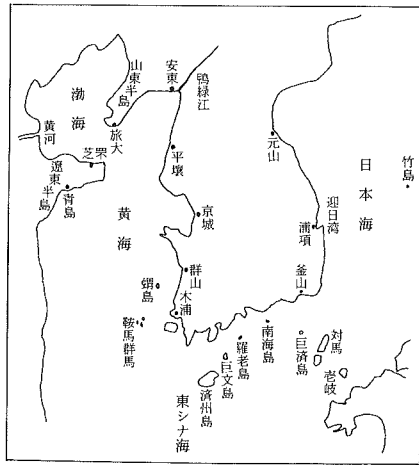
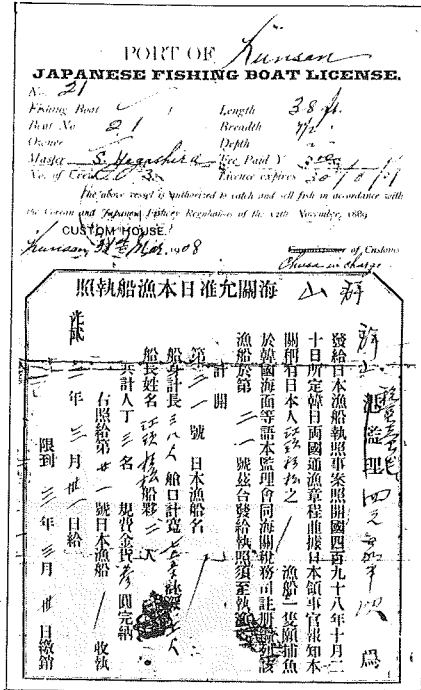


図7 日本漁船通漁許可証



エツを追いつむために、舳先で厚板をトンコ、トンコと叩いていく風景が初秋の筑後川河口の風物詩であったが、今は見られない。

三 遠洋漁業

浅海であり、干満の著しい差によって、有明海は宿命的に年々、干潟が沖へのび、陸化・干拓が進展し、漁場が狭められる。この現状に見切りをつけ、新しい漁場を開発していったのが、朝鮮沖出漁であった。

更に、遠く黄海を経て、渤海湾（中国）、また、北洋にまで出漁（川副町西川副漁業者）したのは、有明海沿岸漁民の心意気ではなかったろうか。

明治二十三年、県議会が鮮海通漁について、船一隻について十円、漁夫一人に五円の補助金を出すことが決つた。

それ以前に、明治十七年ごろから、既に、藤津郡、東松浦郡からの朝鮮沖出漁の実績があつたといわれている。明治三十二年、朝鮮海通漁組合佐賀県支部が設立され、組合補助及び韓国視察補助金が出されることになり、明治三十四年三月十五日に、久保田村大立野を出港し、四隻十五人の鱈流し網船団が三月二十八日（十四日間の行程）で釜山に入港したのが、佐賀郡の鮮海通漁の第一号であつた。

日露戦争が明治三十七八年にあり、出漁は停滞し、三十九年、旧佐賀県鮮海通漁組合の名称を少し変え、水産技術員の調査派遣、漁業根拠地の設定、奨励規定の改正を含め、佐賀県韓海出漁組合が結成され、四十二年、遠洋漁業奨励規程を改正し奨励金が一艘に八円以内、一人に五円以内が出た。

朝鮮沖出漁の最盛期は大正年間であつて、有明沿岸の漁業専門者の多い地区を中心として各地から出漁している。多くは、バツシャ（アンコウ網漁）で、朝鮮で賞味されるグチを主として獲つた。

航路は、島原、野母崎、平戸、対馬と通り、対馬を朝三時に出発すると、夕方に朝鮮に着いたという。昭和五十八年に佐世保市において日本漁船の韓国海面における入漁許可証が発見された。強靱な紙質のものであるが、出漁のたび毎に、海を越えて携帯したものと思われ、折目で紙質が薄れ、汚染のあるもので内容はおお

よそ次の通り。

日本漁船通漁許可証

漁船 ナンバー二十一号
船長 江頭杉松
船の長さ 三十八尺
船の幅 七尺五寸
深さ 二尺
乗組員 三人(船長共)
入漁料 三円
期限 一九〇八(明治四
十一年三月三十一
日より一カ年)

右の船は一八八九(明治二十
二年)十一月十二日付の、韓国と日本との間で協定された通漁章程により、魚獲と販売を許可する

郡山税関、係 氏名

この許可証は、未だ、日韓合併(明治四十三年)の以前に韓国から発行されたものである。

大正六年に出漁した記録では、佐賀郡で八十隻で、内訳、久保田村二十一隻、西与賀村二十五隻、東与賀村二

隻、西川副村二十五隻、中川副村四隻、新北村三隻
となつてゐる。

この出漁に諸富町から三隻が参加しているが、表
3では大正二―三年に遠洋漁船が四隻新造された記
録から察すると、一隻に四人乗込むとしても十六人
ほどが、大正六年前後に出漁したと考えられる。

この船には韓国の若者を雇い、当町から出漁し、
操業していたが、彼らは未だ朝鮮風の鬚を結つて棚
部落の道を通つていたといわれる。

朝鮮沖出漁が盛んになるに伴つて、漁船は大正末

から大型―動力化を急いだ。

遠洋漁業

昭和五年ごろから焼玉エン
ジンが現れはじめ、昭和八
年ごろには電気着火が出て、
船も七、八トンになり、当
然のことながら、操業地域
は大きく拡がっていき「支

表3 遠洋漁船新造数

計	村名					年度
	久保田	嘉瀬	西與賀	東與賀	新北	
一二	七	一	三	一	二	明治三十五年
七	六	一	一	一	一	明治三十七年
九	一	一	四	一	四	明治三十九年
七	四	一	一	二	一	大正元年
一〇	四	一	二	二	一	大正二年
一四	六	一	一	三	四	大正三年

佐賀郡誌より

図9 鮫 鱈 網

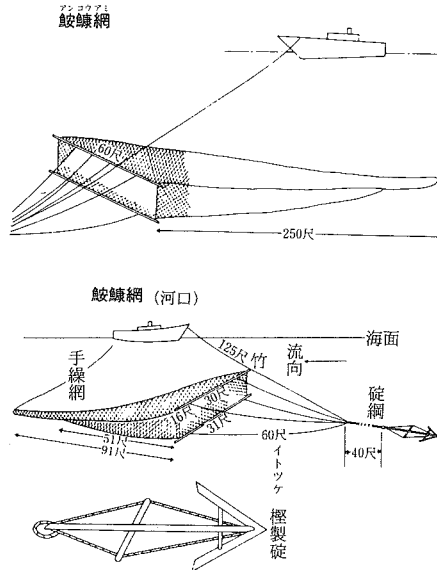


図8 韓日両国通漁章程

韓日兩國通漁章程

凡於兩國領海地方海濱三里以內... (text continues with detailed regulations regarding fishing permits, vessel types, and catch limits in both Japanese and Korean text)

大朝鮮開國四百九十八年十月二十日訂

那行き」が、多くなっていった。

父杉松の志を継いだ江頭杉太郎氏は遠洋漁業に従事し、初めは電気着火の五馬力の船で行っていたが、後には十一トンの船で木浦、仁川には立ち寄り、黄海を通り、鴨緑江、山東半島を経て、中国の渤海湾に操業した。

この海は有明海とよく似た濁った海で、魚群が産卵のため集まり、漁獲量も多かった。

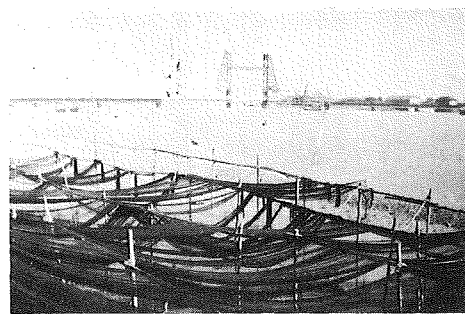
出漁期間は四月から九月までで、年間百十五日の出漁であった。流し網（さし網）漁撈で、網は底のないユウレイといわれたもので有明海で使用する網の三倍量を船に積んだ。

航行に目標となるものがなく、難行した。

嵐に会ったこともあったが、幸運にも遭難したことはなかった。羅針盤もなく、ラジオも据えつけず、とくに鱈かの多い海であって、今考えると身震いするようであったという。

しかし、魚は豊富で、一網で船一杯になることもあった。漁獲物は林兼（大洋漁業）と契約を結んでいて、海上で渡したが、高級魚のサワラ、ヒラ、マナガタ（マナガツオ）であり、他の魚は近くの市場に出した。

十一トンそこそこの小型船に乗込み、遙かな海原を越えて、魚群を追い求めた人々の名は他に、吉田幸七、北村家二、松本浅二郎、御厨種一、大木八十吉、大木佐太郎、古賀千八、水野進、北村次二などが記憶されているに過ぎない。



サワラ流し網

四 漁場及び漁場紛争

内海である有明海が、陸化に伴って、限られた漁場が次第に狭められていくなかで、何んといっても、漁業者にとって、最大の関心事は漁場の確保である。

かつての朝鮮沖出漁も中国の渤海湾の出漁も、漁場開発であり、最近の養殖（海苔）漁業への傾斜も、すべて、根本的には有明海漁場の狭少による問題を内包している。

勿論、漁場紛争もここに根を張っている。

江戸時代の漁場争い

いずれも封建思想の時代における他藩の領民との感情の対立が、領海侵犯という一事件によって表面化し、拡大していったものである。

宝暦二一三年の諫早藩領漁民との紛争（前掲）

次に文化八年（一八一二）、久留米瀬の下で操業中の佐賀領の漁民が、漁具を押収されたことに端を発した紛争が拡大し、一応、治ったと見えたが、文化十年、柳川沖で操業中の久留米藩領の漁船六艘を、佐賀藩領の漁民が大挙、数十隻で押しかけ、五人を殺害した紛争は、幕府にまで持ち込まれ、解決に六年間を要したのであった。